⑸　The second examination Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 3 : 00 P.M. 6 October 2023.

⑹　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 14 December 2023 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. (noon) 14 December 2023).

⑺　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Saitama shintoshin National Government Building Tower-2 2―1, Shintoshin, Chuou Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330―9724 Japan TEL 048―601―3151 (ex 2525)

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、建設業の担い手確保・育成のため、建設現場への新規入職者を増やす環境作りの一環として、現場閉所の週休２日を促進する試行工事（発注者指定方式）である。

本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

また、本工事は、電子契約システム対象工事である。

令和５年８月８日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局長　見坂　茂範

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

１　工事の概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　大阪第４地方合同庁舎外１件内装改修工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　大阪府大阪市中央区大手前４―１―76外

⑷　工事内容　本工事は、大阪第４地方合同庁舎および大阪第２地方合同庁舎の使用調整に伴う模様替を、工区毎に段階的に改修を進めていく工事であり、工区外は執務を行っている。

（大阪第４地方合同庁舎改修工事）

大阪府大阪市中央区大手前４―１―76

庁舎　鉄骨鉄筋コンクリート造　17階建（地下３階）　延べ面積41,479㎡　改修一式

電気設備工事、機械設備工事　各改設一式

（大阪第２地方合同庁舎改修工事）

大阪府大阪市中央区大手前４―１―67

庁舎　鉄骨鉄筋コンクリート造　９階建（地下２階）　延べ面積17,578㎡　改修一式

電気設備工事、機械設備工事　各改設一式

⑸　工期：契約締結日の翌日から令和７年12月25日まで

⑹　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事とする。

⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び審査資料（競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑼　本工事は、工事実施にあたって、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、適正な工事の実施が困難となる場合に、必要となる費用について支出実績を踏まえ、設計変更にて対応する試行工事である。

⑽　本工事は、工事管理の効率化を目的として、「工事書類の簡素化」を行う工事である。

⑾　本工事は入札参加者から見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。予定価格の算定に必要な項目について、見積価格を記載した見積書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のための参考とする工事である。

⑿　本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。

⒀　本工事は、週休２日を促進する試行工事である（週休日は、現場閉所とする。）。詳細は入札説明書による。

⒁　本工事は、工事成績相互利用登録機関が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」（以下「工事成績相互利用対象工事」という。）の工事成績評定点を競争参加資格や評価対象とする、「工事成績相互利用型総合評価方式」の試行工事である。詳細は入札説明書による。

⒂　本工事は「情報共有システム」を活用する工事である。

⒃　本工事は、契約手続にかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

⒄　発注者の承諾を得て紙方式に代える場合、書面手続きにおける押印等の取扱いについて留意すること。

⒅　本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、工事補足説明事項による。

⒆　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⒇　本工事は、「建設現場の遠隔臨場」の対象工事である。

２　競争参加資格に関する事項

競争参加資格者は、次のすべての事項に該当する者とする。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　近畿地方整備局における令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格「建築工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　近畿地方整備局における令和５・６年度一般競争（指名競争）参加資格「建築工事」の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成20年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記１）から３）までの要件をすべて満たす工事（発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

１）建物用途　建築物（戸建て住宅、車庫及び倉庫を除く）

２）工事種目　内装工事

３）工事内容　改修工事、新築工事又は増築工事

ただし、上記１）から３）まではすべて同一工事かつ同一建築物の実績であること。

なお、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員のうちの１社が平成20年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員が、平成20年度以降に元請として完成し、引き渡しが完了した下記４）及び５）の要件を満たす工事（発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。